

正誤・変更表

令和4年10月1日時点

ページ	訂正・変更前	訂正・変更後	備考
P4	<u>20歳未満（カード発行日時点）は5回目の誕生日</u>	<u>18歳未満（カードの発行日時点。申請受理日が令和4年3月31日以前の方は、申請受理日の時点で20歳未満）はカード発行日から5回目の誕生日</u>	※注1
P6	<u>20歳未満は5回目</u>	<u>18歳未満（申請受理日が令和4年3月31日以前の方は、申請受理日の時点で20歳未満）は5回目</u>	※注1
P13	<u>20歳未満</u>	<u>18歳未満（申請受理日が令和4年3月31日以前の方は、申請受理日の時点で20歳未満）</u>	※注1
裏表紙	マイナンバー総合フリーダイヤル …（略）… 5番…マイナポイントを活用した消費活性化策に関する 問い合わせ	マイナンバー総合フリーダイヤル …（略）… 5番…マイナポイントを活用した消費活性化策に関する 問い合わせ <u>6番…公金受取口座登録制度に関する問い合わせ</u>	音声ガイ ダンスメ ニューの 追加
裏表紙	安芸高田市役所 【受付時間】 平日 <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>	安芸高田市役所 【受付時間】 平日 <u>午前9時から午後5時まで</u>	開庁時間 の変更による

※注1：民法改正により成人年齢が20歳から18歳になることに伴い、令和4年4月1日以降に発行されるマイナンバーカードの有効期間の設定基準が変更されることによるもの。申請受理日とは、カード発行元が交付申請を受け付けた日をいう。